

ID: 677

担当部署: 消防本部 消防室 予防課

処分の概要	危険物施設の許可取消し、使用停止		
法令名 根拠条項	消防法 第12条の2第1項		
法令番号	昭和23年法律第186号		
【根拠条文】 第12条の2 市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が次の各号の一に該当するときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所について、第11条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めてその使用の停止を命ずることができる。 (1) 第11条第1項後段の規定による許可を受けないで、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更したとき。 (2) 第11条第5項の規定に違反して、製造所、貯蔵所又は取扱所を使用したとき。 (3) 前条第2項の規定による命令に違反したとき。 (4) 第14条の3第1項又は第2項の規定に違反したとき。 (5) 第14条の3の2の規定に違反したとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日